

福岡広域都市計画地区計画の変更（古賀市決定）

福岡広域都市計画地区計画今在家地区地区計画を次のように変更する。

令和3年6月8日 古賀市告示第111号

令和7年11月21日 古賀市告示第183号

1 地区計画の方針

名	称	今在家地区地区計画
位	置	古賀市今在家、古賀、今の庄三丁目の各一部
面	積	約21.1ha
地区計画の目標		本地区計画は、既存の工業団地に隣接し、古賀インターチェンジに近接する産業振興に向けた利用価値の高い地区特性を生かし、周辺環境と調和した適切な開発誘導を行うとともに、古賀市の特色である「モノづくり力」を生かした産業振興と二酸化炭素排出実質ゼロの実現に寄与する工業団地を形成することを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区は、隣接する工業団地と調和した産業集積を図り、著しく環境を悪化させるおそれのない製造業等の誘致を図るとともに、良好な市街地環境の形成・保全を図る。 ① A地区は、主要幹線道路である国道3号に隣接していることから、沿道サービス等の商業系の建築物の建築も認め、工業団地との共存を図る。 ② B、C地区は、一定規模以上の敷地面積による良好な工業団地の形成を図るとともに、工場併設店舗などの小規模店舗の立地によって、まちの賑わい等の創出を図る。
	地区施設の整備の方針	① 県道米多比谷山古賀線に接続する主要道路の幅員は、16m以上とする。 ② 隣接する既存の集落の生活環境に配慮して、境界付近に緩衝帯としての緑地又は公園を配置する。
	建築物等の整備の方針	隣接する工業団地と調和を図り良好な工場空間を形成するとともに、市街地環境を悪化させないように、建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、及び垣又は柵の構造について必要な制限を行う。

2 地区整備計画

地区施設に関する事項	区画道路	幅員 16m、延長 約335m
	公園緑地	約0.53ha

建築物等に関する事項	地区の名称	A地区	B地区	C地区
	地区の面積	約2.5ha	約16.0ha	約2.6ha
	建築物等の用途の制限	次の建築物は、建築してはならない。 1 建築基準法別表第2（い）項第5号に掲げるもの 2 同法別表第2（は）項第4号に掲げるもの 3 同法別表第2（に）項第5号に掲げるもの 4 同法別表第2（ほ）項第3号に掲げるもの 5 同法別表第2（る）項第1号に掲げるもの 6 危険物の貯蔵又は処理に供するもので、建築基準法施行令第130条の9第1項の表の準工業地域に定める数量を超えるもの 7 同法別表第2（を）項第7号に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの 8 同法別表第2（わ）項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げるもの 9 建築基準法施行令第130条の2の2第2号に掲げる産業廃棄物処理施設	次の建築物は、建築してはならない。 1 建築基準法別表第2（い）項第5号に掲げるもの 2 同法別表第2（は）項第4号に掲げるもの 3 同法別表第2（に）項第5号に掲げるもの 4 同法別表第2（ほ）項第3号に掲げるもの 5 同法別表第2（る）項第1号に掲げるもの 6 危険物の貯蔵又は処理に供するもので、建築基準法施行令第130条の9第1項の表の準工業地域に定める数量を超えるもの 7 同法別表第2（を）項第7号に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの 8 同法別表第2（わ）項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げるもの 9 建築基準法施行令第130条の2の2第2号に掲げる産業廃棄物処理施設	

建築物の敷地面積の最低限度	—	3, 000 m ²
壁面の位置の制限	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界までの距離は、県道米多比谷山古賀線との境界においては10.0 m以上、区域内の道路との境界においては5.0 m以上、その他の境界においては2.0 m以上とする。
垣又は柵の構造の制限	建築物に付属する垣又は柵の構造は、周囲の環境と調和し、緑の多い景観形成に配慮したものとし、生垣、植栽又は高さ1.8 m以下の透過性のフェンスとする。	

3 区域

計画図表示のとおり

理 由

土地区画整理事業の工事進捗に伴い、適切な規模の街区を形成するために建築物の敷地面積の最低限度を変更する。また、脱炭素社会の実現に寄与する工業団地の形成がなされるよう地区計画の目標を変更する。